

「あなたと どこでも アート 実行委員会」規約

(名称)

第1条 この会は、「あなたと どこでも アート 実行委員会」(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、平成26年度「あなたと どこでも アート/小さな家プロジェクト」及び平成27年度「あなたと どこでも アート/着がわりプロジェクト」の成果を継承・展開し、平成28年度文化庁「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」として計画中の「あなたと どこでも アート/おかわりプロジェクト」を成功裡に開催することをめざす。これまでの文化庁のモデル事業、補助事業を通して形成された埼玉県内の5つの公立美術館・博物館のネットワークやアートプラットフォームとして今後の展開が期待されるSMF(Saitama Muse Forum)を活用し、本事業を成功させることを通して、ミュージアムと大学等教育機関、アートNPOや地域との柔軟で機動的な連携をいっそう強化するとともに、身近な暮らしの中でさまざまなアートの新たな楽しみ方を提案し、ミュージアムを核とした地域の活性化を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、文化庁平成28年度「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」に申請した「あなたと どこでも アート / おかわりプロジェクト」事業の全体計画書、事業計画書に従い、次の事業を行う。

- (1) SMFアート長屋の整備・拡張に関わる事業
- (2) プロジェクトM に関わる事業
- (3) プロジェクトO「北浦とおかわり芸術祭」に関わる事業
- (4) プロジェクトO「都市の夢・田園の夢」に関わる事業

2 実行委員会は前項の3つの事業について以下の事業を行う。

- (1) 基本計画および事業実施計画の策定に関すること。
- (2) 上記計画に基づく事業の広報に関すること。
- (3) 上記計画に基づく事業の実施に関すること。
- (4) 予算及び決算の承認に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第4条 実行委員会は別表に定める者をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会には、委員長1名、副委員長2名、監事2名を置く。

- 2 前項の委員長は、埼玉県立近代美術館長がこれにあたり、他の役員を選任は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行することができない場合は、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(会議)

- 第7条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は別表に定める者によって構成し、委員長がこれを召集する。
- 2 会議は、会議の構成員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。ただし別表に規定するものが会議に出席できない時は、その代理人が出席し、議事に加わることができる。
 - 3 会議は、委員長が議長となり、事業計画、予算及び決算の承認その他重要事項を審議し決定する。
 - 4 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(運営委員会)

- 第8条 実行委員会に、本事業の具体的な企画・運営等を行うため、運営委員会を置くものとする。運営委員会は別表に定める者をもって構成し、実行委員会委員長がこれを委嘱する。
- 2 前項の運営委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(事務局)

- 第9条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局は埼玉県立近代美術館に置く。
 - 3 事務局に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(委員長の専決処分)

- 第10条 委員長は、実行委員会を招集する暇がないと認めるときは、前条第1項の議決すべき事項を専決処分することができる。
- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、次の実行委員会に報告し承認を得なければならない。

(会計)

- 第11条 実行委員会は、文化庁平成28年度「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」に申請し、採択された事業計画について文化庁から補助金を得てこれを実施する。

(解散)

- 第12条 実行委員会は、平成28年度の文化庁「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」を完了し、事後の清算・監査が終了した時点で解散する。

(補則)

- 第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

付則

この規約は、平成28年2月1日から施行するものとする。